

再処理施設の補足説明資料の提出及びヒアリングの状況まとめ(1/2)

No	技術基準条文		① 補足説明資料※1	② 補足説明資料※1,2,3 (再処理)		備考
			提出/母数	別紙	参考	
1	第4条 核燃料物質の臨界防止		—	●	—	変更なし条文※4
2	第5条,第32条,第6条,第33条 地盤/地震	地盤	1/1	●	○	
3		地震	55/55	●	○	
4	第7条/第34条 津波による損傷の防止		—	●	○	
5	第8条 外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)		23/24	●	●	
6	第8条 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)		13/16	●	○	
7	第8条 外部からの衝撃による損傷の防止(火山)		8/11	●	○	
8	第8条 外部からの衝撃による損傷の防止(落雷)		3/3	●	○	
9	第8条 外部からの衝撃による損傷の防止(その他)		8/8	●	○	
10	第8条 外部からの衝撃による損傷の防止(航空機落下)		—	—	—	第1回申請において認可済
11	第9条 再処理施設への人の不法な侵入等の防止		—	—	—	第1回申請において認可済
12	第10条 閉じ込めの機能		1/1	●	○	変更なし条文(その他設計変更有り)
13	第11条/第35条 火災等による損傷の防止		27/29	●	●	
14	第12条 再処理施設内における漏水による損傷の防止		10/10	●	○	
15	第13条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止		3/3	●	○	
16	第14条 安全避難通路等		1/1	●	●	
17	第15条 安全上重要な施設		—	—	—	第16条とあわせて整理
18	第16条 安全機能を有する施設		2/6	●	○	
19	第17条/第37条 材料及び構造		10/10	●	○	
20	第18条 搬送設備		—	●	—	変更なし条文※4
21	第19条 使用済燃料の貯蔵施設等		—	●	—	変更なし条文※4
22	第20条 計測制御系統施設		—	○	—	変更なし条文※4
23	第21条 放射線管理施設		0/1	○	○	
24	第22条 安全保護回路		—	○	—	変更なし条文※4

凡例

- : 対象
- : 対象外
- : 提出済
- 黄色 : ヒアリング中

- ①補足説明資料
・技術的な根拠や詳細を整理
- ②補足説明資料
・別紙：補正書として示すべき事項を整理
・参考：示すべき事項に関して具体的な構造設計等を整理

※1：資料数及び対象「○」/対象外「—」は進捗に応じて都度見直す。提出後も事実確認のヒアリングを踏まえ、適宜改訂する。なお、提出・改訂は設工認補正後も行う。
※2：補正書に示すべき事項の整理のための補足説明資料（「共通的な補足説明について（共通00 R2 令和3年9月17日）」）
※3：補足説明資料（再処理）の整理を踏まえ、補足説明資料（廃棄物）を整理する。
※4：変更なし条文に対して、申請書としての記載の適正化を行うため、別紙を整理。設計変更はないため参考は対象外。
※5：再処理施設では第43条関連の重大事故が想定されず、設計対象がないため参考は対象外。

再処理施設の補足説明資料の提出及びヒアリングの状況まとめ(2/2)

No	技術基準条文		① 補足説明資料※1	② 補足説明資料※1,2,3 (再処理)		備考
			提出/母数	別紙	参考	
25	第23条 制御室等		0/1	○	○	
26	第24条 廃棄施設		—	●	●	変更なし条文(その他設計変更有り)
27	第25条 保管廃棄施設		—	●	○	変更なし条文(その他設計変更有り)
28	第26条 使用済燃料等による汚染の防止		—	—	—	変更なし条文※4 第10条とあわせて整理
29	第27条 遮蔽		1/2	●	○	変更なし条文(その他設計変更有り)
30	第28条 換気設備		—	●	—	変更なし条文※4
31	第29条 保安電源設備		2/2	●	●	
32	第30条/第50条 緊急時対策所		0/1	●	○	
33	第31条/第51条 通信連絡設備		—	●	○	
34	第36条 重大事故等対処設備		5/10	●	○	
35	第38条 臨界事故の拡大を防止するための設備		0/1	●	○	
36	第39条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備		4/4	●	○	
37	第40条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備		0/1	●	○	
38	第41条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備		—	●	○	
39	第42条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備		0/2	●	○	
40	第43条 放射性物質の漏えいに対処するための設備		—	●	—※5	
41	第44条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備		—	●	●	
42	第45条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備		1/1	●	●	
43	第46条 電源設備	電源	—	●	●	
44		補機	1/1	●	●	
45	第47条 計装設備		—	○	○	
46	第48条 制御室		—	—	—	第23条とあわせて整理
47	第49条 監視測定設備		—	—	—	第21条とあわせて整理

凡例

- : 対象
- : 対象外
- : 提出済
- : ヒアリング中

- ①補足説明資料
・技術的な根拠や詳細を整理
- ②補足説明資料
・別紙：補正書として示すべき事項を整理
・参考：示すべき事項に関して具体的な構造設計等を整理

※1：資料数及び対象「○」/対象外「—」は進捗に応じて都度見直す。提出後も事実確認のヒアリングを踏まえ、適宜改訂する。なお、提出・改訂は設工認補正後も行う。
※2：補正書に示すべき事項の整理のための補足説明資料（「共通的な補足説明について（共通00 R2 令和3年9月17日）」）
※3：補足説明資料（再処理）の整理を踏まえ、補足説明資料（廃棄物）を整理する。
※4：変更なし条文に対して、申請書としての記載の適正化を行うため、別紙を整理。設計変更はないため参考は対象外。
※5：再処理施設では第43条関連の重大事故が想定されず、設計対象がないため参考は対象外。